

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
1	03出雲	02_地域医療対策	02_医療従事者	出雲圏域の医師不足について	<p>出雲圏域の医師不足について、一般市民は医師不足という島根県西部や隠岐の問題だと思っている。</p> <p>中央病院も大事だし、大きな病院はもちろん大事だけれども、家で何かあったときに往診して死亡診断書を書いてくれる医師が近くにいるかどうか、自分に緊急事態が発生した時、どうすればいいかというのを考えておく時期ではないかと思う。</p> <p>良いことも悪いことも含めて迅速に住民に公表して、住民は住民の立場で対策を考えるべきだと思う。</p>	<p>意見のとおり、地域医療の現状や県の取組などを住民の皆様に説明し、理解を得ていくことが重要。</p> <p>昨年度、医師不足が深刻化する中、きわめて厳しい県内の周産期医療の提供体制について、検討会において現状や今後の対策などについて協議し、HPなどで情報提供を行った。</p> <p>県はもとより、各医療機関、市町村、住民、そして大学がそれぞれの役割を果たし、一層の連携を図ることが重要であり、定期的に情報交換を行い、住民説明会やシンポジウムなどを通じて地域住民の方々に理解と協力が得られるよう取り組んでいきたい。</p>	<p>①「島根地域医療を守り育てる住民活動ワークショップ・連絡会」をしまね地域医療支援センター等の主催により平成24年10月20日（土）に開催</p> <p>②「地域医療崩壊防止に向けたフォーラム」を島根県医師会主催により平成25年1月13日（日）に開催</p>	医療政策課
2	03出雲	02_地域医療対策	01_医療提供体制	医院等の開業時間帯等の問い合わせ先について	<p>医院を開業している、中小規模の病院等で往診している時間帯や往診可能なエリアなどの情報について、どこに問い合わせたり調べたりしたら分かるか。</p>	<p>今年、保健医療計画の改定をするが、在宅医療に力を入れていく必要があり、各圏域において病院から在宅、そして施設へ、シームレスなサービス提供体制をどのように作っていくのかについて各圏域の中でこれから話し合いをしていただこうと思っており、その中でそういった必要な情報をなるべく出していききたいと思っている。</p>	<p>病院・診療所で往診を行っている県内の医療機関については、「医療機能情報システム」で調べることができます。また、往診している時間帯や往診可能なエリアについては、保健所医事難病グループでお問い合わせに対応します。</p>	医療政策課
3	03出雲	02_地域医療対策	01_医療提供体制	医院等の開業時間帯等の情報提供について	<p>開業医がホームページを持っているというのは少ないと思うので、行政でできるのであれば、医師会とリンクするかたちで、往診している時間帯や、往診可能なエリアなど、情報提供してもらえると、自分が病気をした時などの対応がしやすいと思うのでよろしくお願いしたい（要望）</p>		<p>病院・診療所で往診を行っている県内の医療機関については、「医療機能情報システム」で調べることができます。また、往診している時間帯や往診可能なエリアについては、保健所医事難病グループでお問い合わせに対応します。</p>	医療政策課
4	03出雲	03_地域保健対策	01_がん検診・ワクチン	職場検診への肝炎ウイルス検査導入に係るプライバシーの保護について	<p>職場検診に肝炎ウイルス検査を組み込む事に関して要望を出したが、「プライバシーの保護や検査頻度などについて課題が有り、現時点では困難」という回答だった。</p> <p>プライバシーの保護という意味合いが不明なので説明願いたい。</p>	<p>昨年7月、厚生労働省から事業主団体あてに文書通知しており、その中で、事業主団体に対して働きながら適切な肝炎治療を受けることができる職場環境作りを要請しており、さらに、「本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないよう、プライバシー保護に十分配慮すること」を併せて記載して要請しているところ。</p>	<p>回答のとおり</p>	薬事衛生課
5	03出雲	03_地域保健対策	01_がん検診・ワクチン	職場検診への肝炎ウイルス検査導入の国への要望について	<p>昨年同様、肝炎ウイルス感染者の早期発見、早期治療の開始には職場検診に肝炎ウイルス検査を組み込むことが必要だと考える。</p> <p>ぜひ関係者と協議の上国に要望を出されたい。</p>	<p>職場検診を進めていくためには、事業主と受診者の間で検診に対する理解を深めることが大切なことと考えている。</p> <p>事業団体が参加している「島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会」を通じ、検査を受けやすい環境作りや職場検診の推進を働きかけている。</p>	<p>回答のとおり</p>	薬事衛生課
6	03出雲	03_地域保健対策	01_がん検診・ワクチン	肝炎検査の出張検診等の実施について	<p>出雲市内で特に感染率の高い地区では、住民がもれなく肝炎ウイルス検査を受けていただくように、県として出張検診、出前検診のようなものやっていたらお願いしたい。</p>	<p>出張型検診の取り組みとしては、島根大学医学附属病院が行っている「市民公開講座」にあわせて、昨年度から、出雲保健所が病院と協力し、検診（ウイルス検査）を行っている。今年も出雲市内で行う予定。</p> <p>本県の検診（ウイルス検査）の基本的な考え方としては、現在、各保健所と県が委託した医療機関では無料でウイルス検査を行っており、この検査を県民が一層を受けやすい環境とするために、今年度を通して医療機関の数を増やしていくように作業を進めている。</p>	<p>・肝炎ウイルス無料検査機関を大幅に拡充した。（24医療機関→167医療機関）</p>	薬事衛生課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
7	03出雲	03_地域 保健対策	01_がん 検診・ワ クチン	肝炎検査 の無料化 について	全ての県民が肝炎ウイルス検査を受けられるように、検査費用の無料化及び広報の強化を進めていただきたい。	広報については、引続き強化するよう努める。 具体的なことについては、「島根県肝臓友の会」を始め、関係機関の参加をいただいている「島根県肝炎対策協議会」において協議していただき、肝炎対策を進める。	県が行う検査は無料で実施している。 引き続き、広報の強化に努める。	薬事衛生課
8	03出雲	06_障が い施策	01_自立 支援関係	肝炎に係 る身体障 がい認定 基準の医 療機関へ の周知に ついて	島根県肝炎対策協議会の中で、身体障がい者認定について医療機関が認定基準を知らないために、認定されていない患者がいる可能性が話題になった。 医療機関に認定基準を周知していただき、受給漏れがないように対策をとっていただきたい。	認定基準について、肝機能障がい身体障害者手帳の対象に追加された際に、医師会並びに各医療機関に通知を行った。 また、ホームページでも周知を行っており、今後も情報提供を的確に行っていきたい。	回答のとおり	障がい福祉課
9	03出雲	06_障が い施策	01_自立 支援関係	出雲市に おける肝 炎の身体 障がい者 手帳申請 者数と交 付者数に ついて	出雲市における肝炎の身体障がい者手帳申請者数と、交付者数を教えて欲しい。	平成22年度では12件の申請に対して10件を交付、平成23年度では1件の申請に対して1件の交付となっている。	回答のとおり	障がい福祉課
10	03出雲	03_地域 保健対策	01_がん 検診・ワ クチン	インター フェロン 少量長期 治療の医 療費助成 について	肝炎患者の高齢化、重篤化により、肝がん抑制が必要な患者が多くいる。 それに対して効果の大きいインターフェロンの少量長期治療を医療費助成の対象にして欲しい。	平成20年度より肝炎治療医療費助成事業が開始され、その後、治療内容や助成期間、または自己負担限度額の引き下げなど、年々制度が拡充されてきている。この制度の内容については、厚生労働省における肝炎対策推進協議会などで検討されており、発がん抑制目的のインターフェロン少量長期投与についても議論がなされているが、現時点では、薬事承認の適用外であることから、助成対象とはなっていない。 県としては、まず、薬事法上の取り扱いがどうなるかを見守り、医療費助成の対象となるか否かは、その後の議論となると思っている。	回答のとおり	健康推進課
11	03出雲	03_地域 保健対策	01_がん 検診・ワ クチン	医療費助 成の拡充 の国への 働きかけ について	ウイルス性肝炎はほとんど医原病であり、治療費は本来国が負担すべきと考えている。是非、医療費助成の拡充を国に働きかけていただきたい。	医療費助成の拡充については、国が責任を持って検討されるべきものであるが、県としても、機会があるごとに働きかけを行っていききたい。	他の都道府県とも歩調を合わせた国に対する働きかけについて調整中。	健康推進課
12	03出雲	03_地域 保健対策	01_がん 検診・ワ クチン	医療費助 成制度の 医療機関 への周知 について	インターフェロンや核酸アナログ療法が医療費助成制度の対象となるのに、助成を受けていないという患者もいるので、医療機関に制度の周知をして欲しい	肝炎治療医療被助成事業受託医療機関については、制度を承知しているが、その他の医療機関については、書面による周知を図る。	肝炎治療医療被助成事業受託医療機関以外の医療機関に対し、書面による周知を図った。	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
13	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	肝炎の身体障がい認定基準緩和の国への働きかけについて	日本における肝炎患者の年間死亡者数は約45,000人。それに比べ身体障がい認定を受ける人が一割程度しかいない。認定基準のハードルが高く、なかなか内部障害の認定基準に該当することが困難な状況。 肝臓専門医の中にも、認定基準が厳しすぎると言われる先生もいる。身体障がい者手帳交付の認定基準の緩和の検討を国に働きかけていただきたい。	身体障害者手帳に関しては、いずれの障がいについても、障がい固定・永続し、治療による改善が見込まれない場合を対象とするという考え方が基本とされている。 認定基準の見直しは、心臓や呼吸器などの他の内部障がいの認定基準とのバランスなども勘案しながら、国において検討されるべきものと考えているが、認定基準が厳しすぎるとの医師の意見があることは承知しており、平成22年10月に国が自治体に対して行った調査においても、このことを国に伝えている。	回答のとおり	障がい福祉課
14	03出雲	08_その他(共通)	01_県の組織	県職員の人事異動について	身近で連携していた県の担当の方たちの異動が、本年度総替わりの状態で行われた。 地域の現場で関わる者への混乱への配慮を感じられなかった。	県職員の人事異動は毎年度2,000人程度ととても大規模なもの。 異動に当たっては、本人の希望や組織の都合など、様々な事情を考慮することが必要。事業の継続性という観点も、異動の際に配慮すべき重要な事項。県が各種施策を進めていく際には、現場のニーズを把握し、それらを踏まえた上で、各機関、団体の方々との連携と協力が大切であると考えている。 そうした意味からも、今回いただいた意見を重く受け止めているところであり、人事を統括する担当部局にしっかりと伝えとともに、健康福祉部としてもできる限り注意を払っていきたい。	回答のとおり	健康福祉総務課
15	03出雲	03_地域保健対策	05_食の安全安心	食の安全安心についての講演	農政局に講演をさせていただいていたが、出雲事務所が浜田に集約され、希望してすぐの対応が困難になった。 食の安全・安心について講演などしていただけないか。	(健康推進課) 食の安全・安心については、健康福祉部だけでなく他の部署でも担当しているところだが、食育や食中毒防止など内容によっては、対応が可能であるので、出雲保健所に相談いただきたい。 食育については、昨年度末に島根県食育推進計画第二次計画を策定し、食育の推進に関する施策を一層総合的かつ計画的に推進することとした。併せて、普及啓発活動として、料理コンクールの開催や食育推進シンポジウムの開催、啓発用パンフレットの作成や各種食育活動への協力・支援を行っているところ (薬事衛生課) 食の安全は、生産から消費まで各ステージで安全なり安心なりが保たれていることが大事。 我々は主に流通・加工の段階の監視・指導を行い、食品事故の防止に取り組んでいる。 農林部局では農薬の適正使用や、使用した農薬の管理・記帳等により食品の安全対策をしているところ。 食品の安全対策については農政局だけではなく、県の薬事衛生課、保健所の衛生指導が流通のところ、生産のところは農林水産部の方が対応しており、各種出前教室なども企画している。何かあれば県の方にも相談されたい	(薬事衛生課) 当日回答のとおり  (健康推進課) 食品の安全対策については農政局だけではなく、県の薬事衛生課、保健所の衛生指導が流通のところ、生産のところは農林水産部の方が対応しており、各種出前教室なども企画している。何かあれば県の方にも相談されたい	健康推進課 薬事衛生課
16	03出雲	06_障がい施策	05_障害者団体	育成会への活動支援について	会員の会費、賛助会員、助成金等により運営を行っているが、助成金は年々減少し、運営が大変厳しくなっている。 今後も障がい者とその家族が、豊かで安心した地域生活を実現していく為に、更なる活動の充実を図っていききたいと考えており、助成等の支援をお願いしたい。	本県では、毎年「島根県心身障がい児(者)親の会連合会」を通じて、事業費(大会経費、研修経費)及び療育キャンプの実施経費に対して補助を行っており、引続き支援していく。 なお、平成25年4月1日施行の障害者総合支援法において、市町村の地域生活支援事業として、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う事業が追加された。 この法律に基づいて市町村から新たに支援がされる可能性があり、詳細が分かれば市町村を通じて情報提供できると思っている。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
17	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	サポートファイルの活用について	行政・医療・福祉の施設の方、学校教育の方が集まって島根県版のいわゆるサポートファイルを作っていただきたい	障がい福祉のサービスを受けるにあたり、いろいろな場面で一から同じような説明をすることは非効率、負担であり、提案のあった様式を定め、障がい者がサービスを受けるにあたっての基本的な情報をまとめて共有することは大事な視点。 今年4月から3年間をかけて、全ての障がい者に対し、サービス等利用計画を作成することとなり、障がい者の状況調査、説明等手続きをするなかで、情報の整理が徐々になされつつある。 現場の相談員等にこの情報を提供しながら、島根県版としてどのような形、どう活かしていけるか検討したい。	既に一部の市町村において、同じ目的で「相談支援ファイル」として取り組まれているので、今後全市町村に広がるよう働きかけていく。教育と福祉の分野が連携して取り組んでいく。	障がい福祉課
18	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	発達障害者へのサービス等の提供について	発達障がいを持つ若者の居場所がない。 東部発達障がい者支援センター「ウィッシュ」による相談機能に加え、デイサービスやケアカウンセリング、教育トレーニングなどの専門性を活かしたサービス提供をして貰いたい。	発達障害者支援センターは、発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。 要望のあった発達障がい児・者に対する一般的なサービス事業は、市町村を中心に行うものと考えている。 市町村で事業を行う場合、給付費、地域生活支援事業などで財源が用意されているので、出雲市の中で検討を深めていただきたい。 なお、サービス提供を実施する場合には専門的なアドバイスや情報提供が必要だと思われるので、その点については引き続き発達障がい者支援センター「ウィッシュ」の方で関わりを持って協力させていただく。	回答のとおり	障がい福祉課
19	03出雲	05_児童・家庭施策	04_ひきこもり対策	連携した支援について	ぶらりねっとは不登校や引きこもりの若い人たちの居場所であり、県からの支援をずっと続けていただきたい。 私たちが毎日若い人と向き合う中で一番強く感じるのは自己肯定観の薄さ。自分はこれでいいのだということをなかなか思えないがために生きるエネルギーを失っている子どもたちのために私たちができることがたくさんあると思ってる。 そのためには地域、行政ともに多様な生き方を示していくことが大事だと思っているのでよろしくお願いします。	ひきこもりという行動に見えている子だけではなく、多くの子に自信のなさ、自分が大事にされていないというのが共通している。 児童相談所に相談に来る子どもたちや実際に相談に訪れなくても市町村と協力しながらそういう子どもたちを支える方策を考えているところ。 今後とも引き続き一緒になって子どもたちに対する支援をがんばっていききたいと思っているので、よろしくお願ひします。	・現行の支援事業の継続に加え、ぶらりねっつとで活用可能な新事業の予算をH25当初に計上済み。	青少年家庭課
20	03出雲	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生委員の定数見直しについて	高齢化率、世帯数、福祉人数の問題、地域の土地の利便性など、同じ地域でもいろいろある中で、取り沙汰されている民生委員の役割がどこまでかということについて、一度関わると地域の福祉組織、行政にどうつなげるか、どうやって切るかというのはなかなか難しい問題。 また、地域コミュニティの希薄化ということも大きな問題になっている。 定数というのをどうやって決めていくかということで、説明では、削減ではなく、必要なところには必要な定数を置くという話であり、そのあたり現場の気持ちも十分汲み取って検討願ひたい。	検討委員会では、民生児童委員の活動の負担を軽減を図っていくことも、定数の見直しと併せて取り組んでいる。 今回、いろいろな活動を網羅し、本来民生児童委員の仕事かどうかという検証を含めて事例集を作り、民児協へ配り、地域で点検のうえ答えを返していただいているところ。 基本的には民生児童委員だけにいろいろなことを担わずということではなく、いろいろな組織を使って連携し、軽減を図っていくことも併せて取り組んでいるので、意見をいただき検討していきたいと考えている。	民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。	地域福祉課
21	03出雲	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生委員の定数見直しについて	定数等の見直しを進められるにあたり、民生委員の定数や地域における協議会の組織規模を、単に数値のみで決定することなく、地理的条件や地域の実情等を考慮し、地域に配慮した見直しを進められたい	県内の民生児童委員、社協、行政で構成する「これからの民生児童委員のあり方に関する検討会」を設置し、平成23年3月から約1年をかけて、業務負担の軽減、活動しやすい環境づくり、定数のあり方を検討してきた。 本県には様々な地域があり、一律の基準により機械的に定数を決定することは適当ではなく、今後、市町村に地域の実情や将来ビジョンを聞いた上で、すべての地域で福祉活動が円滑に行われるよう、真に必要な委員数、単位民生児童委員協議会数を確保していく。	民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。	地域福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
22	03出雲	01_地域福祉施策	04_その他	法人許認可等権限委譲に伴う支援について	社会福祉法人の所管庁が県から市へ移り、法人の許認可や指導監査事務を市が担うことになるが、移管後も事務が円滑に進められるよう支援を要望する	平成25年度からの市への社会福祉法人の認可や指導監査等の事務権限の移管にあたっては、移管後の事務が適切に実施されるよう、遺漏のないよう対応していくこととしている。 円滑な事務移管に向け、情報交換や協議を行ため、市と県で組織する「社会福祉法人所轄庁（移行準備）連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置した。今後は、この連絡協議会において、移管に向けた諸準備や平成25年度以降の県と市との連携体制のあり方などについて、継続的に協議、調整等を行い、実務研修についても実施していくこととしている。	平成25年度以降も所轄庁連絡協議会により県と8市で、法人運営指導の在り方、認可事務や監査指導等について意見交換を行うとともに、市が行う法人監査と県が行う施設監査を同時に行うこと等により、監査の効果が高まるよう努めていく。	地域福祉課